

様式第5号（第26条の3の3関係）（裏面）

備考

- 1 「事業の種類」の欄は、日本標準産業分類の中分類により記入すること。
- 2 次に掲げる書面を添付すること。
 - ①意見を聴取した作業環境管理専門家が、粉じん障害防止規則第26条の3の2第1項に規定する事業場における作業環境の管理について必要な能力を有する者であることを証する書面の写し
 - ②作業環境管理専門家から聴取した意見の内容を明らかにする書面
 - ③この届出に係る作業環境測定の結果及びその結果に基づく評価の記録の写し
 - ④粉じん障害防止規則第26条の3の2第4項第1号に規定する個人サンプリング測定等の結果の記録の写し
 - ⑤粉じん障害防止規則第26条の3の2第4項第2号に規定する呼吸用保護具が適切に装着されていることを確認した結果の記録の写し